Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年4月22日 自動車局安全政策課

貸切バス事業者を対象とした事業者講習会及び街頭指導の 全国一斉実施について

貸切バスの輸送の安全の確保のため、事業者講習会及び街頭指導を全国一斉に 実施します。

貸切バス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少しておりますが、今後、需要が徐々に回復していくことが予想されます。

今般、以下のとおり、貸切バス事業者を対象に事業者講習会及び街頭指導を全国一斉に実施し、車両の点検整備、運転者の健康管理、安全運行の徹底など、輸送の安全の確保を図ります。

【事業者講習会の概要】

- ① 実施時期:4月下旬~7月中旬
- ② 対象者:貸切バス事業者の運行管理者等
- ③ 講習内容:
 - ・運転者に対する指導監督の実施
 - 健康管理の重要性
 - ・車両の点検整備の実施

等

【街頭指導の概要】

① 実施時期:4月下旬~7月中旬

② 実施場所:観光施設(駐車場)、高速道路SA、主要駅、空港等

(お問い合わせ先)代表:03-5253-8111

【事業者講習会について】

自動車局安全政策課:村井、松井、加山(内線:41623、41624) FAX:03-5253-1636

【街頭指導について】

自動車局安全政策課: 滝田、小林、千葉(内線: 41632、41633) FAX: 03-5253-1636